

後期高齢者 医療制度

お問合せ
国保年金課
高齢者医療係
☎ 885-0340 (内) 116

後期高齢者医療制度の保険料率等が 決定されました

このたび、茨城県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度の平成28年度および平成29年度の保険料率および賦課限度額が以下のように決定されましたのでお知らせします。

平成28年度・平成29年度の保険料率等

後期高齢者医療制度の保険料率等は2年ごとに見直しされることとなっており、今回の見直しでは均等割額・所得割額とも前回から据え置きとなりました。また、被保険者間の保険料負担の公平の確保および中低所得者の負担軽減を図るため、保険料軽減対象が一部拡大されました。なお、この保険料率等に基づく平成28年度の保険料額は、普通徴収（納付書等での納付）の方については7月中旬頃に、特別徴収（年金からの天引き）の方については8月中旬頃に通知する予定です。

		平成28・29年度	平成26・27年度
保 険 料	均等割額	39,500円	39,500円
	所得割率	8.00%	8.00%
保険料の賦課限度額（上限額）		57万円	57万円

個人ごとの保険料の決め方

後期高齢者医療制度の保険料は、すべての加入者（被保険者）にかかり、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計になります。なお、賦課限度額が設けられていますので、どんなに所得が高い方でも保険料の年額は57万円となります。また、年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{39,500円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 8.00\%} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

平成28年度・平成29年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯の被保険者と世帯主の「総所得金額等の合計額」が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
「33万円」以下で、かつ 「被保険者全員が年金収入80万円」以下（その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
「33万円」以下	8.5割	5,925円
「33万円 + 26.5万円 × 世帯の被保険者数」以下	5割	19,750円
「33万円 + 48万円 × 世帯の被保険者数」以下	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方はさらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※平成28年度分保険料から、5割を軽減する基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円から26.5万円とし、2割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円としました。

【所得割額の軽減】保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方はその額が153万円から211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

【その他の軽減】後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）

保険料の計算に関するお問い合わせは……茨城県後期高齢者医療広域連合事業課（☎029-309-1213）
保険料の納付に関するお問い合わせは……役場国保年金課（☎029-885-0340 内線115）